

N I A C T

第 22 期

事 業 報 告 書

自 平成25年 4 月 1 日

至 平成26年 3 月31日

長崎国際航空貨物ターミナル株式会社

—— 株 主 の 皆 さ ま へ ——

株主の皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに、「第22期事業報告書」（平成25年4月1日～平成26年3月31日）
をお届けさせていただきますので、どうぞご高覧下さいますようお願い
申し上げます。

平成26年6月

代表取締役社長 本 多 伸 光

会 社 の 概 要

（平成26年3月31日現在）

社 名	長崎国際航空貨物ターミナル株式会社
設 立 年 月 日	平成4年9月14日
発行可能株式総数	32,000 株
発行済株式総数	21,660 株
資 本 金	10億8,300万円
株 主 数	52名

目 次

事 業 報 告	1
貸 借 対 照 表	8
損 益 計 算 書	9
株主資本等変動計算書	10
個 別 注 記 表	11
会計監査人の監査報告書謄本	15
監査役の監査報告書謄本	16

事業報告

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

世界における経済環境は、米国では金融緩和縮小の問題が懸念されているものの、雇用状況の改善、個人消費の緩やかな伸びや住宅投資の堅調な推移などにより、景気回復が緩やかに続きました。アジアにおいては、新興国経済の減速など先行き不透明な厳しい状況で推移しております。

一方、日本においては、アベノミクスによる大胆な金融緩和により円安・株高が進み、雇用状況に改善が見られることや、個人消費の拡大などにより、景気は緩やかな回復が持続しました。

長崎県経済についても、緩やかな回復の動きが見えてきています。

生産面では、造船は大手・中堅造船が高めの操業を維持したものの、新船の建造需要が底打つ中で下げ止まり、全体として弱い動きとなっている中、機械・重電機器は新興国からの受注を確保するなど高めの操業を継続しました。

需要面では、設備投資はやや低水準な動きから持ち直し、公共工事や住宅投資の増加、消費税増税前の駆け込み需要の効果もあり、前年を上回って推移しました。

航空輸送業界においては、原油価格が引き続き高水準ではありましたが、LCC（ローコストキャリア）が路線・運行便数を急速に伸ばし、国内線・国際線ともに旅客数は好調に推移しました。

また、国内線貨物量は後半で荷動きが活発になり前年を上回りましたが、国際線貨物量においては、輸出が持ち直したものの、輸入は伸び悩みました。

長崎空港においては、国内線旅客数は堅調に推移し、国際線旅客数はチャーター便の誘致などにより大幅に増加しました。国内線貨物量は堅調に推移し、国際線貨物量においても機械部品の輸入が好調で大幅に増加しました。

このような経済環境において、当社は上海向け鮮魚輸出の回復や、特に造船関連機械部品の輸入が好調に推移し、当期は前期並みの利益を確保することができました。

当社の第22期（平成25年度）営業概況は、次のとおりです。

売上高（営業収入）は、88,161千円 対前期比6,186千円増加（7.5%）となりました。

①家賃収入	79,739千円	対前期比3,002千円増加（3.9%）
②貨物取扱収入	4,757千円	対前期比2,457千円増加（106.8%）
③国内貨物取扱収入	1,138千円	対前期比105千円増加（10.1%）
④ビル・その他収入	609千円	対前期比77千円減少（▲11.3%）
⑤販売収入	1,915千円	対前期比699千円増加（57.5%）

扱別概況は、次のとおりとなっております。

貨物取扱事業は、取扱数量合計244トン 対前期比121トン増加（98.7%）

となりました。

内訳は次のとおりです。

①輸出扱（定期便）	68トン	対前期比10トン増加（18.7%）
上海向け鮮魚が順調に回復しました。		
②輸出扱（保税貨物）	4トン	対前期比1トン減少（▲17.0%）
他空港への輸送は無かったものの、船便として博多港への輸送がありました。		
③輸入扱（定期便）	1トン	対前期比2トン減少（▲73.1%）
衣類の減少及び大韓航空の運休によるものです。		
④輸入扱（保税貨物）	171トン	対前期比114トン増加（202.2%）
機械部品が大幅に増加しました。		

賃貸事業の概況は、次のとおりであります。

①拡張となった案件	101室の荷捌場が増床となり、2,460千円増加しました。
-----------	-------------------------------

営業費用は、74,639千円 対前期比2,743千円増加（3.8%）となりました。
増加した主な費用は次のとおりです。

①旅費交通費	1,348千円	対前期比1,149千円増加（576.8%）
②水道光熱費	5,491千円	対前期比758千円増加（16.0%）

営業外収益は、1,069千円 対前期比305千円増加（40.0%）となりました。
内訳は次のとおりです。

①受取利息	1,057千円	対前期比369千円増加（53.7%）
②雑収入	12千円	対前期比64千円減少（▲83.9%）

以上により、経常利益は14,591千円 対前期比3,748千円増加（34.5%）となりました。

特別利益は、実績なし 対前期比2,258千円全額減少
前年の内容は次のとおりです。

①落雷及び台風の被災による損害保険金及び一時費用です。

特別損失は、160千円 対前期比全額増加
主な内容は次のとおりです。

①屋外冷凍庫を新設する際に、既存冷凍庫の処分時に発生した資産除却損です。

法人税等は、2,942千円 対前期比1,413千円増加（92.3%）となりました。
控除できる繰越欠損金の減少によるものです。

結果、当期純利益は11,488千円 対前期比83千円減少（▲0.7%）となりました。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

国内外の景気動向に因るところが大きい航空輸送業界において、その需要及び形態の変貌により、航空機の就航状況に多大な影響を及ぼす傾向にあります。

長崎空港においては、平成26年3月31日より大手航空会社の東京便で、航空コンテナが利用できない小型機に一部変更され、平成26年度は、貨物取扱数量の減少が懸念される状況となっております。

このような状況ではありますが、新たに入居を希望される航空貨物代理店があり、駐車スペース及び安全な作業環境の提供のため、賃借している国有地の数量を変更し、構内敷地を拡張・整備することにいたしました。

次に離島産品航空輸送及び物品販売事業の拡大が挙げられます。

平成20年度に社会実験、平成21年度に実証実験、平成22年度に空飛ぶ「空弁」ネットワーク事業、平成23年度は離島産品航空ネットワーク事業と推進した結果、平成24年度・平成25年度と着実に成果を上げることができました。

この成果を踏まえて、平成26年度も更なる拡大に取り組む所存でございます。

最後に、平成25年6月19日に成立した「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律」（民活空港運営法）の進捗状況について報告いたします。

国土交通省は、先の国会で成立し同年7月25日に施行した民活空港運営法に基づき、空港運営を民間へ委託する場合の基本方針を同年10月11日に決定しました。その後、仙台空港を民活空港運営法の適用第1号とし、実施方針を決定するためのマーケット・サウンディングが同年11月から12月にかけて実施されました。

本年4月25日に「仙台空港特定運営事業等実施方針」が発表され、空港経営改革のモデルケースとして仙台空港の運営委託事業選定プロセスが正式にスタートしました。平成27年8月頃に運営権者が選定され、平成28年1月からターミナルビルの運営、平成28年3月下旬には滑走路の運営が開始される予定です。

この民活空港運営法に強制力はないものの、コンセッションによる仙台空港経営改革は今後の展開に大きく影響すると思われますので、引き続き情報収集に努め適切に対応する所存です。

このような厳しい環境下ではありますが、引き続き効率経営に取り組み累積損失を早期に解消する所存でございます。

株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第18期 (平成21年度)	第19期 (平成22年度)	第20期 (平成23年度)	第21期 (平成24年度)	第22期 (平成25年度)
売 上 高	96,088	99,675	94,830	81,974	88,161
経 常 利 益	14,848	12,371	3,772	10,842	14,591
当 期 純 利 益 (△は当期純損失)	13,773	9,032	2,777	11,571	11,488
1 株 当 り 当 期 純 利 益 (△は当期純損失)	635	417	128	534	530
純 資 産	869,568	878,601	881,379	892,950	904,438
総 資 産	888,946	898,614	897,692	910,902	925,525

(注) 1. 1株当たり当期純利益のみ単位は円であり、期末発行済株式数に基づき算出しております。

(6) 主要な事業内容

航空貨物ターミナルの経営

貨物の荷役、保管及び梱包

店舗、事務所、上屋、倉庫、荷捌施設の管理及び賃貸

生鮮食品等の販売

(7) 従業員の状況

(平成26年3月31日現在)

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男	3名	減 1名	65.3才	3.6年
女	2	0	42.0	5.1
合計又は平均	5	減 1	56.0	4.2

(注) 契約社員(男3名)を含めて表示しております。

(8) 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成26年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 32,000株
- (2) 発行済株式の総数 21,660株
- (3) 株主数 52名
- (4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	議決権比率
長崎県	5,300株	24.46%
長崎空港ビルディング株式会社	3,580	16.52
日本航空株式会社	1,400	6.46
大村市	1,060	4.89
日本通運株式会社	1,000	4.61
ANAホールディングス株式会社	1,000	4.61
西九州倉庫株式会社	600	2.77
松藤商事株式会社	520	2.40
安達株式会社	520	2.40
株式会社親和銀行	480	2.21
名鉄ゴールデン航空株式会社	400	1.84
株式会社十八銀行	360	1.66

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

（平成26年3月31日現在）

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	本多伸光	長崎空港ビルディング株式会社（顧問）
代表取締役専務	松永龍夫	
取締役	坂越健一	長崎県（企画振興部長）
取締役	林田享	長崎空港ビルディング株式会社（航空部長）
取締役	北村敬介	日本航空株式会社（日本地区貨物販売支店第二販売部九州販売グループ長）
取締役	小野道彦	大村市（副市長）
取締役	高濱剛司	全日本空輸株式会社（貨物事業室マーケティング部副部長）
取締役	橋本行弘	日本通運株式会社（福岡航空支店長）
取締役	辻宏成	西九州倉庫株式会社（代表取締役社長）
取締役	松藤章喜	松藤商事株式会社（代表取締役） 株式会社エムエスケイ（代表取締役社長）
取締役	安達一藏	安達株式会社（代表取締役社長）
常勤監査役	橋口研一	

- (注) 1. 監査役 橋口研一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 平成25年6月24日開催の第21期定時株主総会終結の時をもって、小島明氏は取締役並びに代表取締役社長を退任いたしました。
3. 平成25年6月24日開催の第21期定時株主総会において、取締役 本多伸光氏が選任され、同日開催の第2回取締役会において、代表取締役社長に就任いたしました。
4. 平成25年6月24日開催の第21期定時株主総会終結の時をもって、取締役 永川重幸、宮原輝雄の2氏は退任いたしました。
5. 平成25年6月24日開催の第21期定時株主総会において、取締役 坂越健一、林田享、高濱剛司、松藤章喜の4氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	2名	7,212千円	(うち社外	0名	0円)
監査役	1名	1,892千円	(うち社外	1名	1,892千円)

(3) 社外監査役に関する事項

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	橋 口 研 一	平成23年6月20日就任以来開催の取締役会の全てに出席、また、業務・財産の状況について聴取しかつ重要な決裁書類等を査閲するなど監査業務を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人 北三会計社

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	1,440千円
②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	1,440千円

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、平成18年6月6日開催の取締役会において、会社法第362条第4項第6号に基づき、内部統制システム構築の基本方針として「取締役に関する体制」「監査役に関する体制」を整備していくことを決議しております。

N I A C T行動憲章、N I A C Tコンプライアンス・マニュアルの制定をはじめとして内部統制システムの整備に順次努めております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項に規定する剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定款の定めを設けておりませんので、該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(平成26年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	188,378,338	流 動 負 債	13,764,140
現金及び預金	186,068,949	買 掛 金	86,096
売 掛 金	881,299	未 払 金	344,723
未 収 入 金	403,654	未 払 費 用	1,212,843
貯 蔵 品	100,494	未払法人税等	3,190,300
前 払 費 用	923,942	未払消費税等	834,200
		預 り 金	376,840
		前 受 金	7,056,406
		賞 与 引 当 金	662,732
固 定 資 産	737,147,159	固 定 負 債	7,322,710
有形固定資産	326,408,874	受 入 保 証 金	6,327,210
建 物	313,272,625	退職給付引当金	995,500
構 築 物	10,090,757		
車 両 運 搬 具	1	負 債 合 計	21,086,850
工 具 器 具 備 品	1,295,491	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	1,750,000	株主資本	904,438,647
無形固定資産	18,000	資 本 金	1,083,000,000
電 話 加 入 権	18,000	利 益 剰 余 金	△ 178,561,353
投資その他の資産	410,720,285	その他利益剰余金	△ 178,561,353
長 期 性 預 金	410,000,000	繰越利益剰余金	△ 178,561,353
長期前払費用	720,285		
		純 資 産 合 計	904,438,647
資 産 合 計	925,525,497	負債及び純資産合計	925,525,497

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成25年4月1日)
(至 平成26年3月31日)

(単位：円)

科 目	金 額
売 上 高	88,161,147
売 上 原 価	40,268,353
売 上 総 利 益	47,892,794
販売費及び一般管理費	34,371,221
営 業 利 益	13,521,573
営 業 外 収 益	1,069,869
受 取 利 息	1,057,629
雑 収 入	12,240
経 常 利 益	14,591,442
特 別 損 失	160,363
資 産 除 却 損	160,363
税 引 前 当 期 純 利 益	14,431,079
法人税、住民税及び事業税	2,942,940
当 期 純 利 益	11,488,139

株主資本等変動計算書

(自 平成25年4月1日)
(至 平成26年3月31日)

(単位：円)

	株 主 資 本			株主資本 合 計	純資産額 合 計
	資 本 金	利 益 剰 余 金			
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	1,083,000,000	△ 190,049,492	△ 190,049,492	892,950,508	892,950,508
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益		11,488,139	11,488,139	11,488,139	11,488,139
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)					
当期変動額合計		11,488,139	11,488,139	11,488,139	11,488,139
当 期 末 残 高	1,083,000,000	△ 178,561,353	△ 178,561,353	904,438,647	904,438,647

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 償却原価法（定額法）

2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 最終仕入原価法

貯 蔵 品 最終仕入原価法

いずれも貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定額法

（リース資産を除く） ただし、平成19年3月31日以前に取得した資産については旧定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～30年

構 築 物 3年～20年

車 両 運 搬 具 4年

工具器具備品 4年～20年

無形固定資産 定額法

（リース資産及び電話加入権を除く）

リース資産 1) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始日（平成20年4月1日）前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

長期前払費用 均等償却

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、

貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の額を簡便法により計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 632,032,657円

上記金額には減損損失累計額 186,470,345円が含まれております。

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

該当事項はありません。

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数 21,660株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

(3) 当事業年度の末日における新株予約権の目的となる株式の数

該当事項はありません。

4. 税効果会計に関する注記

回収可能性等を勘案した結果、繰延税金資産・負債の計上額はあります。

5. リースにより使用する固定資産に関する注記

（所有権移転外ファイナンス・リース取引）

(1) リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	工具器具備品	車両運搬具	合 計
取 得 原 価 相 当 額	1,050,000円	2,390,400円	3,440,400円
減価償却累計額相当額	735,000	1,633,440	2,368,440
期 末 残 高 相 当 額	315,000	756,960	1,071,960

（注）取得原価相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1 年 内	688,080円
1 年 超	383,880
合 計	1,071,960

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	688,080円
減価償却費相当額	688,080円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
なお、リース資産に配分された減損損失はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

資金運用については長期的及び短期的な預金並びに国債に限定し、安全・確実な運用を心がけております。

売掛金及び未収入金等の営業債権は、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行い把握する体制をとっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	貸借対照表計上額(※)	時 価(※)	差 額
① 現 金 及 び 預 金	186,068,949円	186,068,949円	-円
② 売 掛 金 及 び 未 収 入 金	1,284,953	1,284,953	-
③ 長 期 性 預 金	410,000,000	410,000,000	-
④ 買 掛 金 及 び 未 払 金	(430,819)	(430,819)	-

(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金及び預金、②売掛金及び未収入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③長期性預金
時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④買掛金及び未払金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 受入保証金(貸借対照表計上額6,327,210円)は、市場価額がなく、かつ合理的な将来キャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、大村市内において、本社建物を賃貸しております。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

貸 借 対 照 表 計 上 額	時 価
204,189,024円	204,077,246円

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当期末の時価は、主として不動産鑑定士による評価に基づいて算定した金額であります。

8. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

該当事項はありません。

(2) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

当社は、建物及び構築物について、国有財産使用許可書により使用が許可された土地に関して、賃貸借契約終了時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関する賃借資産の使用期限が明確ではなく、移転等の計画もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。

そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	41,756円17銭
(2) 1株当たり当期純利益	530円38銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 個別注記表の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

謄 本

長崎国際航空貨物ターミナル株式会社
取締役会 御中

平成26年5月27日

監査法人 北三会計社

代表社員 公認会計士 林 田 幸 親 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、長崎国際航空貨物ターミナル株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

謄 本

長崎国際航空貨物ターミナル株式会社
代表取締役社長 本 多 伸 光 様

平成26年5月28日

長崎国際航空貨物ターミナル株式会社

常勤監査役 橋 口 研 一 印

当監査役は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査方針に基づき審査のうえ本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法及びその内容

監査役は、監査方針に基づき取締役等との意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。併せて重要な決裁書類等を閲覧し業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制に関しては、取締役会決議及び当該決議に基づいた整備状況を検証いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、且つ、適正な監査を実施しているかを検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一、事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二、取締役の職務の執行に関する不正の行為、または、法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三、体制整備に関する取締役会議及び当該体制整備に関する取締役の職務の執行について、相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、北三会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。